

2025年日本レース選手権規定の制定

※下線部：変更箇所

2025年規定	2024年規定
<p>第1章 総 則</p>	<p>第1章 総 則</p>
<p>第1条 目的</p>	<p>第1条 目的</p>
<p>一般社団法人日本自動車連盟（以下「JAF」という。）は、<u>2025年</u>（以下「当該年」という。）のレース競技会において優秀な成績を収めた者の栄誉をたたえるため、これを認定する日本レース選手権規定を制定する。</p>	<p>一般社団法人日本自動車連盟（以下「JAF」という。）は、<u>2024年</u>（以下「当該年」という。）のレース競技会において優秀な成績を収めた者の栄誉をたたえるため、これを認定する日本レース選手権規定を制定する。</p>
<p>第2条～第14条 （略）</p>	<p>第2条～第14条 （略）</p>
<p>第2章 全日本選手権</p>	<p>第2章 全日本選手権</p>
<p>第15条 （略）</p>	<p>第15条 （略）</p>
<p>第16条 ドライバーの参加資格</p>	<p>第16条 ドライバーの参加資格</p>
<p>1. SF （略）</p> <p>2. SFL 1) (略)</p> <p>2) <u>2024年</u>のFIA-F2またはSFにおいて、シリーズランキング上位6位までの者。</p>	<p>1. SF （略）</p> <p>2. SFL 1) (略)</p> <p>2) <u>2023年</u>のFIA-F2またはSFにおいて、シリーズランキング上位6位までの者。</p>
<p>第17条 （略）</p>	<p>第17条 （略）</p>
<p>第3章 地方選手権</p>	<p>第3章 地方選手権</p>
<p>第18条 （略）</p>	<p>第18条 （略）</p>

第19条 ドライバーの参加資格

1. (略)
2. FIA-F4
 - 1) ~ 3) (略)
 - 4) レースを目的として製作されたフォーミュラ車両にてJAF公認レーシングコースにおけるスポーツ走行の経験時間が9時間以上あり、その証明を有すること。
 - 2) ~ 4) のスポーツ走行の経験時間については参戦年での経験時間を含んでよい。

ただし、満40歳以上の者を除き、2022年~2024年にFIA-F2、SF、FIA-F3/F3、SFL、FORMULA REGIONALのいずれかのレースにおいて3位以内に入賞した経験を有する者は、参加できない。
 - 5) (略)
3. S-FJ

限定国内競技運転者許可証Aを含み、国内競技運転者許可証Aもしくはそれと同等以上国際競技運転者許可証B以下のライセンス所持者で、上記1. 1) ~ 4) に定めるいずれかの条件を満たす者が参加できる。

ただし、2022年~2024年にFIA-F2、SF、FIA-F3/F3、SFL、FORMULA REGIONALのいずれかのレースにおいて3位以内に入賞した経験を有する者は、参加できない。
4. ~ 5. (略)

第20条 (略)

第21条 得点基準

1. 次の得点基準表に基づき、各選手権レースにおける上位10位までのドライバーに得点を与える。(FIA-F4およびFORMULA REGIONALについては、ドライバーおよびチームに得点を与える。チームに対する得点は、エントリーに対して与えられ、各レースにおいて同一エントリーに所属する車両が得た順位のうち、最上位のみが得点対象となる。)

第19条 ドライバーの参加資格

1. (略)
2. FIA-F4
 - 1) ~ 3) (略)
 - 4) レースを目的として製作されたフォーミュラ車両にてJAF公認レーシングコースにおけるスポーツ走行の経験時間が9時間以上あり、その証明を有すること。
 - 2) ~ 4) のスポーツ走行の経験時間については参戦年での経験時間を含んでよい。

ただし、満40歳以上の者を除き、2021年~2023年にFIA-F2、SF、FIA-F3/F3、SFL、FORMULA REGIONALのいずれかのレースにおいて3位以内に入賞した経験を有する者は、参加できない。
 - 5) (略)
3. S-FJ

限定国内競技運転者許可証Aを含み、国内競技運転者許可証Aもしくはそれと同等以上国際競技運転者許可証B以下のライセンス所持者で、上記1. 1) ~ 4) に定めるいずれかの条件を満たす者が参加できる。

ただし、2021年~2023年にFIA-F2、SF、FIA-F3/F3、SFL、FORMULA REGIONALのいずれかのレースにおいて3位以内に入賞した経験を有する者は、参加できない。
4. ~ 5. (略)

第20条 (略)

第21条 得点基準

1. 次の得点基準表に基づき、各選手権レースにおける上位10位までのドライバーに得点を与える。(FIA-F4およびFORMULA REGIONALについては、ドライバーおよびチームに得点を与える。チームに対する得点は、エントリーに対して与えられ、各レースにおいて同一エントリーに所属する車両が得た順位のうち、最上位のみが得点対象となる。)

ただし、得点を得る車両は、シリーズオーガナイザーからの申請に基づきJAFが承認した当該シリーズ規則または特別規則に規定されている場合を除き、当該レースにおける同一部門の優勝車両が走行した周回数の90%（小数点以下切捨て）以上の周回数を走行していなければならない。

●得点基準表（F-B e、S-F J、ツーリングカー）
（略）

●得点基準表（F I A-F 4およびFORMULAREGIONAL）
（略）

2. ～6.（略）

第22条 本規則の施行

本規則は、2025年1月1日より施行する。

以上

ただし、得点を得る車両は、当該レースにおける同一部門の優勝車両が走行した周回数の90%（小数点以下切捨て）以上の周回数を走行していなければならない。

●得点基準表（F-B e、S-F J、ツーリングカー）
（略）

●得点基準表（F I A-F 4およびFORMULAREGIONAL）
（略）

2. ～6.（略）

第22条 本規則の施行

本規則は、2024年1月1日より施行する。

以上